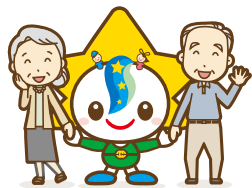


高齢者の在宅生活を支えます

市では、高齢者の在宅生活を支援するため、次のようなサービスを行っています。



あんしん電話事業

市内在住の単身高齢者、高齢者世帯、日中または夜間独居の方に、緊急時に外部と連絡を取るための緊急

通報装置とペンダントを貸し出します。ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や、事前登録した協力員への連絡を行います。

※緊急通報装置は、固定電話とつないで使うため、固定電話と電話回線が必要です。

※市民税の課税状況に応じて、自己負担が発生する場合あり。

福祉電話の貸与



市内在住の単身高齢者で、固定電話・携帯電話がなく、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸し

出します。

※基本料金や1カ月30度数分までの市内固定電話への通話料は無料、それ以外は自己負担あり。

家族介護用品支給事業



要介護4・5の方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を1割の負担で購入できます（購入できる金額には上限があります）。

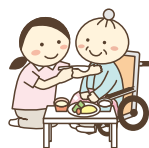
※事前申請が必要。

※市民税非課税世帯が対象。

※同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象外。

※社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給との併用は不可。

家族介護慰労金支給事業



介護保険制度において要介護4・5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用し

ていない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。

※市民税非課税世帯が対象。

「すぐに役立つ在宅介護ハンドブック」の配布



コロナ禍で介護教室等の開催が困難なことから、適切な介助の方法やポイントをまとめたパンフレットを

作成しました。

地域包括支援室、各地域包括支援センターで配布していますので、在宅介護の一助として活用ください。

「救急医療情報用紙」をご活用ください

市では、緊急時に備えるため、かかりつけ医療機関や緊急連絡先などを事前に記入できる「救急医療情報用紙」を配布しています。

この用紙は、冷蔵庫の扉に貼り付けておき、救急搬送の際に救急隊員が体の状況などを把握し、搬送先の病院の決定や適切な処置を行うためのものです。

◆配布場所

高齢者支援課、ほのおか館（本納支所）、各地域包括支援センター、各公民館、各福祉センター、東部台文化会館

※高齢者支援課ウェブページからも入手できます。



年 月 日 作成

救急医療情報用紙

ふりがな		血液型	
本人氏名		()型、Rh() ・不明	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	性別	男 ・ 女
住所	茨原市	電話	

生活保護世帯である（該当する場合は口欄にチェック）

【医療情報】

かかりつけ医療機関	
かかっている病気	
アレルギーの有無	有 ・ 無
アレルギーの内容	

【緊急連絡先】

氏 名	
続 柄	
住 所	
電 話	

※健康保険証・診察券の写し、現在使用している薬が分かるもの、本人の写真をご用意ください。

【救急隊員への伝言・その他】

私は、上記の情報を、救急隊や医療機関等が緊急時に活用することに同意します。